

役員候補者選挙規程

2006年9月9日制定

2019年1月30日改定

- 第1条 選挙は、正会員の直接投票により、役員を選出する総会開催の2週間前までに行う。但し、役員候補者および有権者は、選挙が行われる年(以下選挙年と呼ぶ)の1月1日現在の正会員とする。
- (1) 会長、副会長および監事の投票は単記とする。
 - (2) 会長、副会長を除く理事の投票は、改選定数内の記載とする。
- 第2条 正会員に、役職別の50音順役員候補者リスト(投票用紙を兼ねる)を書面または電磁的な方法により提出する。但し、正会員は自由に候補者以外の会員に投票することができる。
- 第3条 候補者は得票数の多い者から順に改選定数位までを当選とする。
- 第4条 任期途中で生じた役員の欠員を補充するための選挙を本規程第1条に記す選挙と同時に行うことができる。この場合、全候補者に任期を付記する。
- 第5条 理事会は別に定める細則にしたがって役員候補者の選出を行う。

役員候補選出細則

2006年9月9日制定

2010年1月15日改定

2019年1月30日改定

第1条 この細則は、「役員候補者選挙規程」第5条に定められた役員候補者の推薦、選出に関する手続きを定めるものである。

第2条 候補者の推薦は、次の各項によるものとする。

- (1) 会長は全役員、全評議員および会長・副会長経験者に対して文書により候補者の推薦を求める。ただし、候補者の推薦は、各役職別に対応する員数内の記載とする。
- (2) 理事会では前項に従って推薦を受けた役員候補者推薦リスト原案を作成し、現役員の投票によって役職別に順位を決定し、役員候補者推薦リストを作成する。なお、役員候補者推薦リストの作成にあたって、大学(公立研究機関を含む)と民間企業(民間団体を含む)への所属人数に著しい差が生じる場合、また著しく同一所属機関に偏る場合等にあつては理事会で調整できるものとする。
- (3) 得票数に同数の役員候補推薦者があつた場合は、同数のものについて理事会への出席役員による投票を行い順位を決定する。会長、副会長については、順位付け投票集計結果で投票数が過半数に達しない場合、出席役員で過半数に達するまで再投票を行い、出席役員の過半数を得たものを候補者として選出する。

第3条 役員候補者の決定は、次の各号によるものとする。

- (1) 会長、副会長、理事(会長・副会長を除く)、監事の順に、本細則第2条により定まった推薦候補者の順位に従って、会長名で立候補の意思を文書で確認する。もし承諾が得られない場合は推薦順位の次点者を順次繰り上げて当該の候補者の意思を確認するものとする。
- (2) 被推薦候補者のうち、同一人が二つ以上の役職(会長、副会長、会長・副会長を除く理事、および監事)にわたるときは、最初に立候補の意思の確認できた役職に限定し、他は削除するものとする。
- (3) 欠員補充のための役員候補者は、正規の選挙の候補者が決定した後、候補者推薦リストの次点者から順次(1)の方法によって決定する。
- (4) 1月1日現在で正会員でない候補者が生じた場合も(1)の方法に準じて決定する。

第4条 理事会が推薦する役員候補者の数は次の基準による。

- (1) 会長候補者 改選がある場合のみ1名
- (2) 副会長候補者 1名
- (3) 会長・副会長を除く理事候補者 改選される理事数
- (4) 監事候補者 1名
- (5) 欠員補充のための選挙の場合 欠員数